

県民からの意見募集結果内容(抜粋)

- 1 「農地の耕作目的での権利移動」(農地法第3条許可)の簡素化
 - ・農業をやりたい人が手早く農地を取得し、休耕地での耕作活動を迅速に再開するためにも農地法3条許可の申請簡略化が必要
 - ・現状は、書類作成に手間がかかり、許可の発出も遅いため、農地の状態が悪化して耕作活動再開に支障が生じる

- 2 「農地転用許可申請」(農地法第4条・5条許可)の簡素化
 - ・「公用」で行政が取得できるものや、個人情報に関するもの、許可の審査に必要性が乏しいものも多くある
 - ・申請者の手間を減らし再生エネルギーの普及促進のためにも、添付書類の精査が必要である
 - ・営農型太陽光を設置する際の転用許可申請において、添付書類を数多く求められる

- 3 農業振興地域整備計画の変更(農振除外申請)の簡素化及び迅速化
 - ・農振除外申請書を市に提出したが除外完了まで6ヶ月程度かかる
 - ・農振除外できないと、農地法第5条における所有権移転許可申請もできないため、困る事例もある
 - ・農地の永久転用を予定しているため、公用で取得できる添付書類を添付し事前の「農振除外申請書」を提出したが、申請に求められていない『土地所有者の除外に対する「同意書」』が要求され、審査期間が長くなってしまった
 - ・申請に求められていない添付資料まで要求されることは、申請者側に負担がかかるため、申請を諦めてしまう人も生じるのではないか